

一 労働金庫法施行令第五条第八項第二号に規定する法人で金融庁長官及び厚生労働大臣の定めるものを定める件（平成五年大蔵省労働省告示第三号）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>労働金庫法施行令第五条第九項第二号に規定する法人で金融庁長官及び厚生労働大臣の定めるもの</p> <p>一 日本勤労者住宅協会</p> <p>二 日本勤労者住宅協会法施行令（昭和四十一年政令第二百九十号）第一条第二号及び第三号に掲げる団体</p> <p>三 地方住宅供給公社</p> <p>四 土地開発公社</p> <p>五 地方道路公社</p> | <p>労働金庫法施行令第五条第八項第二号に規定する法人で金融庁長官及び厚生労働大臣の定めるもの</p> <p>一 日本勤労者住宅協会</p> <p>二 日本勤労者住宅協会法施行令（昭和四十一年政令第二百九十号）第一条第二号及び第三号に掲げる団体</p> <p>三 地方住宅供給公社</p> <p>四 土地開発公社</p> <p>五 地方道路公社</p> |